

ID: 222

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	目的外使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第5条		
例 規 番 号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】 （目的外使用） 第5条 市長は、会館の一部を目的外に使用させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日